

## 「空き家問題に対する周知啓発」と「空き家の適切な管理」への取り組み

**基本方針1** 誰もが当事者意識を持ち、みんなで支えあいながら住みよい環境を築く

## ① 空き家問題に対する周知啓発の取り組み

## ・市民への取り組み

「市民に当事者意識を醸成する方策を検討」

- 固定資産税納税通知書へのチラシの同封などによる住宅所有者や市民への当事者意識の啓発
- 市民に向けた空き家問題に関係する講演会を開催
- 自治会、地域包括支援センター、民生委員等に向けて出前講座を開催し、問題意識の共有を図り、各主体と連携した周知活動の検討
- 市民に向け、市ホームページや市報を用いた空き家問題の周知と当事者意識の啓発

## ② 空き家の適切な管理に向けた取り組み

## ・所有者への取り組み

「所有者やその家族などへ空き家の適切な管理に向けた周知・啓発の方策を検討」

- 管理が不適切な空き家の所有者や家族に向けた所有者の責務に関する通知と助言
- 空き家を管理することが困難な所有者や家族に向けて管理代行業などを紹介

## ・人と人をつなぐ、連携による取り組み

「空き家に関する情報を集積・共有できる仕組みづくりを検討」

「近隣住民・自治会等の地域コミュニティと連携した空き家の適切な管理への取り組みを検討」

- 市と自治会等が連携して空き家の実態把握を行い台帳を作成するなど、集積・共有した情報を空き家の適切な管理に活用する仕組みを検討